

**登録運転者数・運転者証交付数
事業者乗務証交付数**
(東京23区・武蔵野市及び三鷹市)
令和6年2月末現在

項目	人数	平均年齢
登録運転者数(法人)	61,460(2,062)人	57.4歳
運転者証交付数(法人)	50,661(1,540)人	57.1歳
事業者乗務証交付数(個人)	9,099(74)人	64.1歳

※()内の数字は女性の人数を示す



2024年4月号 No. 639

公益財団法人 東京タクシーセンター
〒136-0076東京都江東区南砂7丁目3番3号
TEL. 03(3648)5131(代表) FAX. 03(3648)5523
URL <https://www.tokyo-tc.or.jp/>
編集発行人 専務理事 久松 宏



令和6年4月1日発行

センターニュースQR

第38回 モニター懇談会が開催されました



令和6年2月27日にタクシー利用者モニター懇談会を、センター5階会議室にて開催し、10名のタクシー利用者モニターの方にお集りいただきました。
みなさまから様々なご意見を伺いましたのでご紹介いたします。

●タクシー利用者モニターとは

東京タクシーセンターでは、タクシーサービスの改善と利用者利便の向上を図るため、タクシー利用者モニター200人を委嘱し、昭和54年度からモニター通報書(はがき)の返信により調査を行っています。

令和元年10月1日からはモニターの利便性向上を図るため、従来のはがきによる通報に加え、新たにインターネットによる受付を開始しました。

モニター調査は、東京特定指定地域(特別区、武蔵野市及び三鷹市)のタクシーに乗車した際の接客態度や地理の知識等について評価を求め、タクシー評価制度などに反映させるとともに、タクシーに関する意見・要望は、タクシー利用者の意識を把握する資料として関係する事業者等へ情報提供します。

毎年1回、タクシー利用者モニター懇談会を開催しており、タクシーセンターの取り組みを紹介するとともに、ご意見、ご要望をお伺いし、利用者利便の向上に役立てています。



○接客について

丁寧な言葉使いの運転者さんが増えた印象です。(60代女性)

タクシー運転者さんは、ジャパntaxiの取り扱い方など、とても難しい研修を受けていることがわかりました。(50代男性)

○運転者証・事業者乗務証について

新デザインの運転者証は名前はおろか期限も見えなくなりました。カスハラ対策として始めたと思いますが、利用者としては、この運転者証がどのような運転者なのか、経験はどれくらいあるのか、都内のある程度の道がわかっている運転者なのか、英語ができるのか、知りたい情報もあるので、それを運転者証に記載したら良いと思います。(40代男性)

○運転者数について

最近、タクシーが拾いにくいのは、タクシーの運転者が減っているんだなと思っていましたが、だんだんと増えているとのことなので、実感と違うという感じがしています。(60代男性)

○タクシー運転者「英語おもてなしコンテスト」について

実際に見学させてもらったが、クイズ大会とか若い人を取り込むという業界として努力しているのを感じました。(40代男性)

○表彰について

表彰についての基準については、審査員によって個人差が違うのは仕方ないことだと思っております。毎年観覧させてもらっていますが、とても楽しく観覧させてもらっています。(70代男性)

○利便(アプリ等)について

無料で予約できるアプリを増やしてほしい。車いすで乗れるかどうかもわかればよいと思います。(60代女性)

○車内設備について

決済の仕方がだいたい掲示されるようになったが、中にはわかりにくいものもあり、乗ったらすぐに確認するようにしています。(60代女性)



JPNタクシーの操作説明を見学。「運転者さんが覚えることが多く大変ですね。」「操作できないと言って断ったら乗車拒否になりますか?」など積極的に質問されていました。



令和5年度のモニター懇談会は、センタービル1階のJPNタクシートレーニングスペースにて、JPNタクシーへ車いすのお客様を乗降させるための手順等についての実演をご覧いただきました。

ユニバーサル社会に向けての取り組みの一部を見ていただくことができ、ご出席いただいたタクシー利用者モニターの方からは、活発にご意見を伺うことができました。

貴重なご意見は、関係団体と共有し、今後役に立ててまいります。



【参加いただいた協力事業者・協力団体名】
(順不同)

- 飛鳥自動車(株)
- 幸進(株)
- 国際交通(株)
- 品川自動車タクシー(株)
- 新光タクシー(株)
- 新進タクシー(株)
- 親切タクシー(株)
- (株)東京タクシー
- 東京タクシー(株)
- (株)東京タクシー城北
- 豊玉タクシー(株)
- 平和自動車交通(株)
- 弥生交通(株)
- ラッキータクシー(株)
- 日個連東京都営業協同組合
- (一社)東京ハイヤー・タクシー協会
- 東京ハイタク協議会
- (一社)東京都個人タクシー協会

令和6年3月8日(金)午後3時よりタバコの吸い殻やゴミのポイ捨て等の苦情が寄せられた青山調整待機所において、法人事業者14社、関係団体等4団体のご協力をいただき「環境美化運動」を実施いたしました。

同所においては植え込み等に捨てられたタバコの吸い殻やゴミが目立っており、清掃活動を実施するとともに調整待機所を利用するタクシー運転者に対して注意喚起等の広報を行いました。

エッセンシャルワーカーである東京のタクシー運転者が、社会的モラルに反する行為を指摘されることのないよう、適正な利用をお願いいたします。



青山調整待機所にて

環境美化運動を実施




東京都内各所の路上喫煙について

～センターに寄せられた苦情・要望より～

東京タクシーセンターには、タクシー利用者、地域住民、所轄警察署、一般ドライバー等から様々な内容の苦情や要望が寄せられています。寄せられる苦情や要望の中には、交通問題や社会的マナー等に関する内容も含まれています。その中でも喫煙に対する問題を含む苦情や要望が多くなっておりますので、お知らせします。

○北区の田端小学校前の補助第92号線道路で、駐車禁止の看板があるにもかかわらず、タクシーを停めて、路上喫煙している運転者がいます。小学生や保育園児が下校している時間帯で、運転者の隣を小学生や保育園児が歩いているのに、堂々と煙草を吸っていました。風向きも小学生に向かっていているなか、何の躊躇もなく有毒な煙をまき散らしていました。今後一切、小学校や保育園前、その通学路である補助第92号線道路での喫煙行為を止めるように求めます。(周辺住民より)

○潮見駅タクシー乗り場や待機所で運転者が、タクシーを停めて路上喫煙しています。嚴重に注意してください。(周辺住民より)

○北千住駅タクシー待機所(東口・西口)で、窓を全開にして煙草を吸っていますが、車内禁煙なのに堂々と窓を開けて煙草を吸って良いのでしょうか。注意してください。(タクシー利用者より)

○新宿御苑の大木戸門周辺で、公衆便所があるからか、タクシーを停めて、トイレを済ませた運転者が、煙草を吸い、そのままポイ捨てしていきまます。

また、靖国通りの曙橋周辺にある公衆便所付近でもタクシーが多く停車し、その周辺には、ポイ捨てされた煙草の吸い殻が、多くあります。行政が決められている路上喫煙条例に違反しないよう、業界全体に注意喚起をして下さい。(清掃ボランティアより)

営業区域内の殆どの自治体では条例等で路上喫煙が禁止されています。煙草の燃焼部分から出る煙の事を副流煙といいます。この副流煙は周囲の方が喫煙するつもりがないのに煙を吸わされてしまう、あるいは吸わせてしまう受動喫煙の原因となります。運転者の皆様におかれましては、喫煙マナーを守り、喫煙可能なエリアで喫煙をしてください。

優良運転者表彰について

東京タクシーセンターでは、東京特定指定地域内において、永年にわたりタクシー業務の適正化、利用者の利便増進及び安全輸送に多大な貢献をしたと認められる優良運転者を表彰する優良運転者表彰を毎年行っています。昭和52年に第1回表彰式を開催し、昨年度は第47回を数え、法人タクシー運転者1,407名、個人タクシー事業者336名、合わせて1,743名を表彰し、これまでの表彰受章者は、延べ44,145名となりました。優良運転者表彰を受賞した運転者には、優良表示証(運転者証又は事業者乗務証と優良運転者章をラミネートパックしたもの)を交付しています。

優良運転者表彰候補者の推薦(自薦)について

受付期間

令和6年4月1日(月)から
令和6年5月31日(金)まで

提出書類

- 推薦(自薦)書
- 功績調査書
- 履歴書
- 表彰者候補者名簿

○在籍証明書(ただし、各表彰区分に係る継続勤務期間を所属事業者のみで満たしている場合は在籍証明書を省略することができます。)

○個人事業者にあつては許可書の写し、若しくは、譲渡譲受の許可書の写し

- 自動車安全運転センター発行の「無事故・無違反証明書」
- 特別措置を適用する場合は表彰状等の写し

※一般表彰候補者については、功績調査書及び履歴書は必要ありません。

提出先
タクシーセンター五階
総務部総務課(郵送または持参)

優良運転者表彰の区分について

- 一般表彰(5年表彰)
- 10年表彰
- 20年表彰
- 30年表彰
- 特別表彰(40年表彰)

表彰対象運転者の資格について

○基準日 当該表彰年の3月31日

(1)基準日以前において、東京特定指定地域内のタクシー運転者として継続して勤務していること

(2)法人タクシー運転者にあつては、基準日以前において、下表期間を所属事業者のタクシー運転者として継続して勤務しており、他の事業者における継続勤務年数と合わせて表彰区分の年数を超えていること

(3)個人タクシー事業者にあつては、法人タクシー運転者として継続して勤務した期間と合わせて表彰区分の年数を超えていること

※下表参照

違反及び交通事故等

(1)各表彰区分の期間においてタクシー業務適正化特別措置法及び道路運送法若しくはこれらの法に基づく命令の規定に違反する行為、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」及び「個人タクシー事業者団体評価規程」並びに「個人タクシー事業者の指導及び苦情事案取扱規程」に定める評価対象事案及び対象事案がないこと、並びに「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に定める事案の累積点数が2点以下であること

(2)基準日以前において、下表期間に交通事故及び道路交通法違反がないこと

区分	一般表彰	10年表彰	20年表彰	30年表彰	特別表彰
継続勤務年数 (タクシー法、運送法等の違反がない期間)	5年	10年	20年	30年	40年
所属事業者の勤務年数	5年	7年	15年	20年	25年
	特例 3年	特例 5年	特例 10年	特例 15年	特例 20年
交通事故及び 道路交通法 違反がない期間	3年	3年	5年	7年	10年
	特例 2年	特例 2年	特例 3年	特例 5年	特例 8年

その他

○10年表彰…一般表彰を受賞していること

○20年表彰…10年表彰を受賞していること

○30年表彰…20年表彰を受賞していること

○特別表彰…30年表彰を受賞していること

表彰対象運転者の推薦(自薦)について

○表彰の対象となる運転者は、法人タクシー運転者にあつては事業者、個人タクシー事業者にあつては所属団体の長からの推薦が必要となります。なお、団体に所属しない個人タクシー事業者においては自薦することができません。

特別措置について

○親切や善行などで感謝された運転者に対する表彰の特別措置として、優良運転者表彰の表彰条件である所属事業者の勤務年数及び交通事故、道路交通法違反のない期間について上表のとおり短縮する。

- 特別措置の対象運転者
- 「小さな親切」運動本部にセンターが推薦し、「小さな親切」実行章を受章した者
 - モニター通報制度(タクシー業務適正化のための通報制度)の通報対象となった接客態度優良等の行為があった者
 - 交通事故、急病人等に対する人命救助等に協力した者

特別措置の適用範囲

○特別措置の適用対象とする事案は、基準日(表彰年の3月31日)以前の過去1年以内のもの

なお、ご不明な点がございましたら
総務部総務課
03-3648-5131

ガイダンス5番
まで、お問い合わせください。

優良運転者章は、一般表彰(5年表彰)、10年表彰、20年表彰、特別表彰(40年表彰)、それぞれ表彰区分ごとに色分けされています。

東京特定指定地域内において、優良運転者表彰を受賞した運転者には、優良表示証(運転者証または、事業者乗務証と優良運転者章を一つにラミネートパックしたもの)を交付しております。



東京駅八重洲口前優良タクシー乗り場 可視化のお知らせ

東京駅八重洲口前タクシー乗り場
混雑状況（予測待ち時間）

羽田空港・東京駅八重洲口待機状況



タクシーご利用のお客様



事業者・運転者の皆様

東京タクシーセンターでは、令和6年3月25日(月)午前9時から東京駅八重洲口前優良タクシー乗り場及びタクシー待機所の状況をセンターホームページより情報提供しております。
事業者・運転者の皆様に向けては、タクシー待機所の待機状況及び乗り場の利用客の状況を、また、タクシー利用客の皆様へはタクシー乗り場のおおよその待ち時間や混雑状況を、静止画を約30秒毎に更新して配信し、利用者利便の向上を図ります。
また、タクシー運転者へタクシー待機所の状況を配信することにより、タクシー利用の需要に応じたタクシー待機車両の調整が可能となり、特に新幹線の利用客が一時的に集中する状況に活用されることが期待されます。

【新運転者証・新事業者乗務証の表示について】

☆令和5年8月1日付タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正により運転者証及び事業者乗務証の様式が変更されました。

それに伴い、車内での表示を誤っているケースが増えています。営業の前には運転者証・事業者乗務証が正しく表示されているか確認してください。



※なお当面の間、法人タクシー事業者のみご利用可能となります。個人タクシー事業者の皆様におかれましては、今後オンライン化の準備をすすめてまいりますので、今しばらくお待ちください。

外国人旅客接遇英語研修及び外国人旅客接遇英語検定の予約受付をオンライン化

「東京タクシーセンター外国人旅客接遇英語検定」の開催について

東京タクシーセンター外国人旅客接遇英語検定の申込受付については、**定員を超える申込みがあった場合は抽選**とさせていただきます。**受験者(本人)からの申込み**にて受付けますので、申込受付期間内に東京タクシーセンター教務部まで電話でお申込みください。

実施日	6月28日(金)
申込受付期間	4月16日(火)～4月22日(月)
先着順ではありません(土日祝日を除く、午前9時～午後5時)	

【検定費用】7,700円(税込) 【検定会場】東京タクシーセンター

【定員】25名(受付時に10名に達しない場合は、中止といたします)

【受験資格】「外国人旅客接遇研修(英語上級)」及びタクシーセンター又は全国福祉輸送サービス協会認定事業者の「ユニバーサルドライバークラス研修」を修了した東京指定地域(特別区、武蔵野市及び三鷹市)の登録タクシー運転者(法人・個人)

ホームページから予約できるようになりました



【申込受付・問合せ先】教務部 TEL 03-3648-8311

「外国人旅客接遇研修」の開催について

外国人旅客接遇研修の申込受付については、**定員を超える申込みがあった場合は抽選**とさせていただきます。**事業者からの申込み**にて受付けますので、申込受付期間内に東京タクシーセンター教務部まで電話でお申込みください。

実施日	5月1日(水)	5月17日(金)
8:30～12:00	英語 中級	英語 中級
13:00～16:30		英語 上級
申込受付期間	3月28日(木)～	4月9日(火)～
先着順ではありません(土日祝日を除く、午前9時～午後5時)	4月8日(月)	4月15日(月)

【定員】30名(受付時に10名に達しない場合は、中止といたします)

【研修費用】4,120円(税込)

講師を事業者に派遣して研修を行う「認定外国人旅客接遇研修(英語初級・中級・上級、中国語)」も実施しています。詳細についてはセンターホームページでご確認ください。

ホームページから予約できるようになりました



【申込受付・問合せ先】教務部 TEL 03-3648-8311